

平成 27 年度 第 2 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 平成 27 年 5 月 29 日（金）午前 10 時

会場 庁議室

1 開会（総務課長）

2 議事（内山会長）

(1) 諮問第 1 号

社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しに
ついて

(2) その他

3 閉会

平成27年度第2回運営審議会資料一覧

資料番号	資 料 名	頁
諮問第1号		
資料第16号	現行の条例と見直し後の内容について	1～3
資料第17号	個人情報保護条例の見直し事項(詳細)	5～13
資料第18号	文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年3月30日 条例第6号) 新旧対照表【たたき台】	15～42
資料第19号	世田谷区個人情報保護条例 新旧対照表	43～65
資料第20号	国民健康保険の資格取得の届出 【出典 厚生労働省HP】 (マイナンバー利用に伴う事務の変化について)	67
資料第21号	行政機関の長が講ずることとされている事項	69～72

現行の条例と見直し後の内容について

条例 条文	項目	現行の条例（個人情報）	見直し後【特定個人情報】
第 2 条	定義	「個人情報」 「保有個人情報」 「個人情報ファイル」	●新たに規定 「特定個人情報」 「保有特定個人情報」 「情報提供等記録」
第 14 条	目的外利用の制限	●次の場合に、本人の同意を得ずに、目的外利用ができる。 一 法令に定めがあるとき。 二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 三 区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。 四 前 3 号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めたとき。	●特定個人情報（情報提供等記録を除く） 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみ目的外利用できる。 ●情報提供等記録 目的外利用を認めない。
第 15 条	外部提供の制限	●次の場合に、本人同意を得ずに、外部提供ができる。 一 法令に定めがあるとき。 二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 三 前 2 号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めたとき。	●番号法第 19 条各号に該当する場合のみ、提供ができる。 【例】 ・個人番号利用事務の処理に必要な限度（第 19 条第 1 号） ・個人番号関係事務の処理に必要な限度（同 2 号） ・本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同 3 号） ・情報提供ネットワークシステムの使用（同 7 号） ・条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同 9 号） ・生命・身体・財産の保護（同 13 号） ・特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同 14 号）

条例 条文	項目	現行の条例（個人情報）	見直し後【特定個人情報】
規則 第 10 条	開示等の 請求	<p>●「実施機関が特別の理由があると認めるとき」は、いずれの請求においても、法定代理人・任意代理人による請求が認められる。</p> <p>【見直し後】</p> <p>●いかなる場合にも、法定代理人・任意代理人による請求が認められる。</p>	<p>●特定個人情報の「開示の請求」、「訂正の請求」</p> <p>●特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の「削除の請求」、「利用の中止の請求」</p> <p>いずれも、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。</p>
第 18 条	削除の請 求	<p>●実施機関が、次の規定に違反して自己情報を収集したと認める場合に、削除の請求ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条（適正な収集） ・ 第 7 条（収集禁止事項） ・ 第 8 条第 1 項・第 2 項（収集の制限） 	<p>【利用停止請求】</p> <p>「利用の停止、消去又は提供の停止」の請求</p> <p>●特定個人情報（情報提供等記録を除く。）</p> <p>「利用停止請求」ができる場合に、「番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合*」も対象に含める。</p> <p>（*）・利用制限規制に対する違反（番号法第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項・第 2 項違反）</p>
第 19 条	利用の中 止の請求	<p>●実施機関が、次の規定に違反して自己情報の目的外利用をしていると認める場合に、「利用の中止」が請求できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 14 条第 1 項・第 2 項（目的外利用の制限） <p>●実施機関が、次の規定に違反して自己情報の外部提供をしていると認める場合に、「利用の中止」が請求できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 15 条第 1 項・第 2 項（外部提供の制限） 	<p>（*）・利用制限規制に対する違反（番号法第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項・第 2 項違反）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集制限・保管制限規制に対する違反（番号法第 20 条違反） ・ 特定個人情報ファイルの作成制限規制に対する違反（番号法第 28 条違反） ・ <u>提供制限規制に対する違反（番号法第 19 条違反）</u> <p>●情報提供等記録</p> <p>「利用停止請求」を認めない。</p>

条例 条文	項目	現行の条例（個人情報）	見直し後【特定個人情報】
第 22 条	決定後の 手続等	<p>●訂正の請求に応じた場合 訂正の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を、外部提供を受けているものに通知する等、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>●情報提供等記録の訂正の請求に応じた場合 総務大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者に対して、訂正があった場合は、その旨を書面により通知する。</p> <p>* 総務大臣 情報提供ネットワークシステムを管理</p>
第 29 条	費用負担	<p>●以下の費用は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己情報の閲覧、視聴、訂正 ・自己情報の削除 ・自己情報の利用の中止 <p>●実費負担 自己情報の写しの交付を受ける場合のみ</p>	<p>●手数料の減免 番号法上は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額・免除することができる。</p>
第 30 条	他の制度との調整	<p>●他の法令を優先する 他の法令の定める手続きにより、開示等が認められる場合には、条例による開示等を認めない。</p>	<p>●他の法令を優先しない 他の法令による開示等との重複が認められる場合でも、条例による開示を認める。 (他制度との調整規定を適用除外とする。)</p> <p>* 他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）での開示の方が利便性が高いものと考えられるため。</p>

社会保障・税番号制度導入に伴う 個人情報保護条例の見直し事項【詳細】

1 定義の追加

【方向性】

- 「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」の定義を追加する。

【考え方】

個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）は、それ以外の個人情報と比べ、強力な個人識別機能を有することから、番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）について、従来の個人情報よりも厳格な保護措置を講じることとしている。

具体的には、番号法第29条及び第30条において、国の行政機関、独立行政法人等及び民間事業者に対して、特定個人情報の保護措置を講じるよう規定している。

また、番号法第31条において、地方公共団体に対して、番号法の趣旨等を踏まえた措置を講じるよう求めることとしている。

以上を踏まえ、番号法に基づいて、本区条例で新たに保護措置を講じる必要がある対象を明確にするため、「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」を新たに定義に加える。

* 番号法と区条例における「個人情報」の定義の違い

*資料第 13-2 号を参照

- 番号法における「個人情報」とは、個人情報保護法で規定される個人情報の定義が適用され、区条例の個人情報の定義と異なる部分がある。

※ 個人情報の保護に関する法律

第2条（定義）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合）することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

※ 文京区個人情報の保護に関する条例

第2条（定義）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【違い①：死者の情報の取扱いについて】

（番号法）死者の情報は個人情報の定義に含めない。

（区条例）死者の情報も個人情報の定義に含める。

【違い②：他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報との照合の容易性）について】

（番号法）他の情報と「容易に」照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを個人情報と定義。

（区条例）照合に容易性は求めているない。

【違い③：事業を営む個人の当該事業に関する情報について】

（番号法）事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人情報の定義に含める

（区条例）事業を営む個人の当該事業に関する情報は個人情報の定義に含めない。

※（参考） 事業を営む個人の当該事業に関する情報の自己情報開示等請求手続について

上記の内容を踏まえると、今後、次のような運用となる。

① 事業を営む個人の当該事業に関する情報で個人番号が含まれている場合

→ 個人情報保護条例の規定に基づく 自己情報開示等手続

② 事業を営む個人の当該事業に関する情報で個人番号が含まれていない場合

→ 情報公開条例の規定に基づく 情報公開請求手続

2 特定個人情報の目的外利用の制限

【方向性】

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する。
- (2) 情報提供等記録のみ、目的外利用を認めない。

【考え方】

- (1) 情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用については、番号法第29条に基づき、以下に該当する場合に限定される。

『人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき。』

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、本区条例においても、特定個人情報の目的外利用については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する規定を設ける。

- (2) 特定個人情報のうち情報提供等記録の目的外利用については、番号法30条に基づき、そもそも想定されていないことから、目的外利用を一切禁止している。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、本区条例においても、情報提供等記録の目的外利用については、一切禁止する。

3 提供の制限

【方向性】

- 特定個人情報の提供は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、一切認められない。

【考え方】

- 本区条例第15条においては、外部提供の定義として、「保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を区の機関以外のものに行う提供」としている。
番号法においては、地方公共団体における「特定個人情報の提供」については、実施機関単位（区長部局、教育委員会など）で考えられているので、同一地方公共団体内であっても他の機関へ特定個人情報を移転することは、「特定個人情報の提供」に該当することとなる。
- 特定個人情報の提供については、番号法第29条及び第30条に基づき、同法第19条各号に該当する場合を除き一切認められない。
そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、本区条例においても、特定個人情報の提供については、一切認められない（番号法第19条各号に該当する場合を除く。）規定を設ける。

※（参考）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）

- ① 個人番号利用事務の処理に必要な限度（第19条第1号）
- ② 個人番号関係事務の処理に必要な限度（同2号）
- ③ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同3号）
- ④ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同4号）
- ⑤ 委託、合併等に伴う事業承継（同5号）
- ⑥ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同6号）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムの使用（同7号）
- ⑧ 地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同8号）
- ⑨ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同9号）
- ⑩ 社債・株式等の振替制度における提供（同10号）
- ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供（同11号）
- ⑫ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同12号）
- ⑬ 生命・身体・財産の保護（同13号）
- ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同14号）

4 開示等の請求

【方向性】

- 特定個人情報の開示・訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除・利用の中止請求（以下、「請求」という）については、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。
- 個人番号を含まない個人情報についても、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。

【考え方】

社会保障・税番号制度においては、特定個人情報の取扱いについて、情報提供ネットワークシステムを利用する等、これまでの個人情報の取扱いから大きく変わることから、請求による本人参加の権利の実質的な保障が重要になる。

番号法では、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるように、同法第29条及び第30条において、任意代理を認めている。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、本区条例においても、特定個人情報の開示・訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除・利用の中止請求については、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める規定を設ける。

なお、個人番号を含まない現行の個人情報に係る請求等については、本区条例の施行規則第10条において、「実施機関が特別の理由があると認めたとき」に任意代理人による請求を認めており、特定個人情報については、いかなる場合においても任意代理人による請求を認めるため、個人番号を含まない個人情報についても、いかなる場合においても任意代理人による請求を認めるよう、規定の整備を行う。

個人番号を含まない個人情報に係る請求等についての任意代理については、次の2つの対応案が考えられます。

【対応案1】

本区条例の施行規則第10条において、「実施機関が特別の理由があると認めたとき」に任意代理人による請求を認めており、番号法施行後も、個人番号を含まない個人情報に係る請求等の任意代理については、「実施機関が特別の理由があると認めたときに」限定する。

【対応案2】

特定個人情報については、いかなる場合においても任意代理人による請求を認めるため、個人番号を含まない個人情報についても、いかなる場合においても任意代理人による請求を認めるよう、規定の整備を行う。

5 利用停止請求（削除の請求、利用の中止の請求）

【方向性】

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の「利用停止請求」ができる場合に、「番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合」も対象に含める。
- (2) 情報提供等記録については、「利用停止請求」は認めない。

【考え方】

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止）の請求について、番号法第29条及び第30条に基づき、番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合も対象に含められる。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、本区条例においても、番号法の規定に違反した不適正な取扱い※がなされている場合には、利用停止の請求が認められるよう規定を設ける。

※（参考）番号法の規定に違反した不適正な取扱い

- ① 利用制限規制に対する違反（番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第8条第1項・第2項違反）
- ② 収集制限・保管制限規制に対する違反（番号法第20条違反）
- ③ 特定個人情報ファイルの作成制限規制に対する違反（番号法第28条違反）
- ④ 提供制限規制に対する違反（番号法第19条違反）

※ ④については、提供の停止のみ認められる。

- (2) 特定個人情報のうち情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。仮に、これらの事態が発生したとしても、不正な情報連携を抑止し、適法な情報連携を情報提供ネットワークシステムにおいて安定的に実現するためには、情報提供等の記録を恒常的に確認可能な状態にしておき、不正な情報連携の有無、システムに支障をきたす提供がなされていないかなどを確認する必要がある。

また、情報提供等記録について不適法な取扱いを行ったものに対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うこととなっている。

そこで、本区条例においても、情報提供等記録の利用停止の請求は認めないとする規定を設ける。

番号法（行政機関個人情報保護法）	区条例	不適正な取扱い
利用停止請求 ・利用の停止又は消去 ・提供の停止	削除の請求	①、②、③
	利用の中止の請求 ・目的外利用の中止 ・外部提供の中止	①、②、③、④

6 決定後の手続等

【方向性】

- 情報提供等記録のみ、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対して、訂正があった場合は、その旨を書面により通知する。

【考え方】

情報提供等記録の記録事項が誤っていた場合には、同一の情報を有する者（情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣）へ通知する必要がある。

本区条例第22条第4項においては、「訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、番号法第31条の趣旨を踏まえ、情報提供等記録について訂正があった場合には、総務大臣及び情報照会者、情報提供者に書面により通知する規定を設ける。

7 費用負担

【方向性】

- 本区条例において、開示手数料は無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ実費を請求者から徴収していることから、現行規定を維持する。

【考え方】

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報が不正に転々流通したり、不正な取扱いがなされていないかの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。

そこで、番号法では、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができるとしている。

本区条例においては、自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除又は利用の中止に係る費用などの手数料は、無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ、実費を請求者から徴収している。

以上のとおり、既に経済的困難等が認められる場合においても、開示手続が可能であることから、特定個人情報の開示請求に限定して当該交付に要する費用の減額や免除は行わず、現行規定を適用する。

費用負担については、次の2つの対応案が考えられます。

【対応案1】

本区条例において、自己情報の写しの作成に要する費用のみ、実費を請求者から徴収しているが、番号法の趣旨を踏まえ、自己情報の写しの作成に要する費用も減額又は免除する。

【対応案2】

本区条例においては、自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除又は利用の中止に係る費用などの手数料は、無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ、実費を請求者から徴収している。

以上のとおり、既に経済的困難等が認められる場合においても、開示手続が可能であることから、特定個人情報の開示請求に限定して当該交付に要する費用の減額や免除は行わず、現行規定を適用する。

8 他の制度との調整

【方向性】

- 特定個人情報については、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とする。

【考え方】

本区条例においては、他の法令の定める手続により、自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止その他これらに類する請求ができる場合は、区条例を適用せずに、当該法令の定めるところによるとしている。

しかし、情報提供等記録開示システムでは、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。

そのため、他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられる。

以上により、番号法第31条の趣旨を踏まえ、他の法令による開示の実施との調整については適用除外とするよう、規定を設ける。

文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年条例第六号） 新旧対照表【たたき台】

改正後（たたき台）	現行
改正 平成一四年三月二六日条例第四号 平成一七年三月八日条例第二号 平成一九年三月一日条例第六号 平成一九年一〇月一日条例第四三号	改正 平成一四年三月二六日条例第四号 平成一七年三月八日条例第二号 平成一九年三月一日条例第六号 平成一九年一〇月一日条例第四三号
目次	目次
第一章 総則（第一条—第五条）	第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 個人情報の収集等（第六条—第九条の二）	第二章 個人情報の収集等（第六条—第九条の二）
第三章 保有個人情報の管理（第十条—第十二条の二）	第三章 保有個人情報の管理（第十条—第十二条の二）
第四章 保有個人情報の利用（第十三条—第十五条の三）	第四章 保有個人情報の利用（第十三条—第十五条の三）
第五章 自己情報の開示、訂正等（第十六条—第二十二条）	第五章 自己情報の開示、訂正等（第十六条—第二十二条）
第六章 救済の申出等（第二十三条・第二十四条）	第六章 救済の申出等（第二十三条・第二十四条）
第七章 事業者に対する指導及び勧告等（第二十五条—第二十七条の二）	第七章 事業者に対する指導及び勧告等（第二十五条—第二十七条の二）
第八章 雑則（第二十八条—第三十三条）	第八章 雑則（第二十八条—第三十三条）
第九章 罰則（第三十四条—第三十八条）	第九章 罰則（第三十四条—第三十八条）
付則	付則
第一章 総則	第一章 総則
（目的）	（目的）

第一条 この条例は、区民等に対して自己に関する保有個人情報及び保有個人情報に該当しない保有特定個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。）の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

三 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

四 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している個人情報をいう。

第一条 この条例は、区民等に対して自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（新設）

（新設）

二 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している個人情報をいう。

五 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している特定個人情報をいう。

六 個人情報ファイル 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

七 区民等 実施機関により個人情報等が保管されている区民又は区民以外の者をいう。

八 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(実施機関等の責務)

第三条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、保有個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(新設)

三 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

四 区民等 実施機関により個人情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。

五 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(実施機関等の責務)

第三条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、保有個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を収集し、又は保有個人情報を保管し、若しくは利用する実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報等を取り扱うときは、個人の基本的な権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第五条 区民は、相互に基本的な権利を尊重し、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第二章 個人情報の収集等

(適正な収集)

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

第七条 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下次項以降同じ。)を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法令に定めがあるとき。

2 個人情報を収集し、又は保有個人情報を保管し、若しくは利用する実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的な権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第五条 区民は、相互に基本的な権利を尊重し、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第二章 個人情報の収集等

(適正な収集)

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

第七条 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法令に定めがあるとき。

二 あらかじめ文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成五年三月文京区条例第七号）に基づく文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が収集することを特に必要であると認めたとき。
(収集の制限)

第八条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下次項以降同じ。）を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

一 本人の同意があるとき。

二 法令に定めがあるとき。

三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。

四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、本人以外のものから収集した旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号、第二号若しくは第三号の規定により個人情報を収集したとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認められたときは、この限りでない。

二 あらかじめ文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成五年三月文京区条例第七号）に基づく文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が収集することを特に必要であると認めたとき。
(収集の制限)

第八条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

一 本人の同意があるとき。

二 法令に定めがあるとき。

三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。

四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、本人以外のものから収集した旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号、第二号若しくは第三号の規定により個人情報を収集したとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認められたときは、この限りでない。

4 本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類する行為により個人情報が収集されたときは、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。

(業務の登録)

第九条 実施機関は、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下「保有個人情報等」という。)に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- 一 業務の名称
- 二 業務の目的
- 三 対象となる個人の範囲
- 四 個人情報の項目
- 五 個人情報保護管理責任者
- 六 前各号に掲げるもののほか、文京区規則(以下「規則」という。)で定める事項

2 実施機関は、業務を開始する前において、前項の規定により登録した業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、業務を開始した後において、緊急かつやむを得ないときは、第一項に規定する個人情報業務登録簿への登録又は登録の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の修正をしなければならない。

4 本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類する行為により個人情報が収集されたときは、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。

(業務の登録)

第九条 実施機関は、保有個人情報に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- 一 業務の名称
- 二 業務の目的
- 三 対象となる個人の範囲
- 四 個人情報の項目
- 五 個人情報保護管理責任者
- 六 前各号に掲げるもののほか、文京区規則(以下「規則」という。)で定める事項

2 実施機関は、業務を開始する前において、前項の規定により登録した業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、業務を開始した後において、緊急かつやむを得ないときは、第一項に規定する個人情報業務登録簿への登録又は登録の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の修正をしなければならない。

4 実施機関は、第一項若しくは前項の規定により登録をしたとき又は第二項の規定により登録を抹消したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報業務登録簿を閲覧に供しなければならない。
(個人情報ファイルの登録)

第九条の二 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルの利用目的
- 三 個人情報ファイルに登録される項目
- 四 個人情報ファイルに登録される個人の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- 二 一年以内に消去することとなる個人情報ファイル
- 三 前項の規定による登録に係る個人情報ファイルに登録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合において準用する。

第三章 保有個人情報の管理

(適正な管理)

第十条 実施機関は、保有個人情報^等の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、第一項若しくは前項の規定により登録をしたとき又は第二項の規定により登録を抹消したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報業務登録簿を閲覧に供しなければならない。
(個人情報ファイルの登録)

第九条の二 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルの利用目的
- 三 個人情報ファイルに登録される項目
- 四 個人情報ファイルに登録される個人の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- 二 一年以内に消去することとなる個人情報ファイル
- 三 前項の規定による登録に係る個人情報ファイルに登録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合において準用する。

第三章 保有個人情報の管理

(適正な管理)

第十条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- 一 保有個人情報を正確かつ最新なものとする事。
- 二 保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、遅滞なく廃棄し、又は消去すること。
- 三 保有個人情報の漏えい、滅失、き損その他の事故を防止すること。
(個人情報保護管理責任者の設置)

第十一条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定めるところにより個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(受託者に対する措置)

第十二条 実施機関は、個人情報等を取り扱う業務を外部のものに委託しようとするときは、その委託契約において、個人情報等の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(受託者等の責務)

第十二条の二 実施機関から前条に規定する業務の委託を受けたもの、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、指定管理者から公の施設の管理に係る業務の委託を受けたもの及び実施機関又は指定管理者以外のものから更に委託を受けたもの（以下「受託者等」という。）は、当該受託者等が行う受託業務又は公の施設の管理に係る業務（以下「受託業務等」という。）において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報等の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 一 保有個人情報を正確かつ最新なものとする事。
- 二 保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、遅滞なく廃棄し、又は消去すること。
- 三 保有個人情報の漏えい、滅失、き損その他の事故を防止すること。
(個人情報保護管理責任者の設置)

第十一条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定めるところにより個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(受託者に対する措置)

第十二条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を外部のものに委託しようとするときは、その委託契約において、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(受託者等の責務)

第十二条の二 実施機関から前条に規定する業務の委託を受けたもの、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、指定管理者から公の施設の管理に係る業務の委託を受けたもの及び実施機関又は指定管理者以外のものから更に委託を受けたもの（以下「受託者等」という。）は、当該受託者等が行う受託業務又は公の施設の管理に係る業務（以下「受託業務等」という。）において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託者等若しくは受託者等であったもの又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第四章 保有個人情報等の利用

(適正な利用)

第十三条 実施機関は、収集した保有個人情報等を業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第十四条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報の利用(区の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。)をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

一 法令に定めがあるとき。

二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めたとき。

2 受託者等若しくは受託者等であったもの又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第四章 保有個人情報の利用

(適正な利用)

第十三条 実施機関は、収集した保有個人情報を業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第十四条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報の利用(区の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。)をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

一 法令に定めがあるとき。

二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号の規定により目的外利用をしたとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

5 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第十四条の二 実施機関は、番号法第9条に規定された利用範囲以外に、保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、番号法第9条に規定された利用範囲以外に保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

(外部提供の制限)

第十五条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を区の機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供をすることができる。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号の規定により目的外利用をしたとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

5 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(新設)

(外部提供の制限)

第十五条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を区の機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供をすることができる。

- 一 法令に定めがあるとき。
 - 二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部提供をすることを特に必要であると認めたとき。
- 3 前条第三項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により外部提供をした場合について準用する。この場合において、「目的外利用」とあるのは「外部提供」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第十五条の二 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場
合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織への記録の禁止)

第十五条の三 実施機関は、第七条本文に規定する個人情報等をその電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 電子計算組織に記録することについて、法律又は条例に定めがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録することを特に必要であると認めたとき。ただし、特定個人情報は除く。

(外部結合による個人情報の提供の禁止)

- 一 法令に定めがあるとき。
 - 二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部提供をすることを特に必要であると認めたとき。
- 3 前条第三項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により外部提供をした場合について準用する。この場合において、「目的外利用」とあるのは「外部提供」と読み替えるものとする。

(新設)

(電子計算組織への記録の禁止)

第十五条の二 実施機関は、第七条本文に規定する個人情報をその電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 電子計算組織に記録することについて、法律又は条例に定めがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録することを特に必要であると認めたとき。

(外部結合による個人情報の提供の禁止)

第十五条の四 実施機関は、その電子計算組織に体系的に構成され、記録された保有個人情報等の集合体を区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線その他の方法によって結合すること（以下「外部結合」という。）により保有個人情報等を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 外部結合により個人情報等を提供することについて、法律又は条例に定めがあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、区民福祉の向上に資し、かつ、個人情報(特定個人情報を除く。以下この号において同じ。)の保護について適切な措置が講じられている場合において、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部結合により個人情報を提供することを特に必要であると認めたとき。

2 実施機関は、外部結合により保有個人情報等を提供するに当たり必要があると認めたときは、その相手方に対して条件を付し、又は保有個人情報の保護について必要な措置等を行うよう求めるものとする。

3 実施機関は、第一項ただし書の規定により保有個人情報等を提供したときは、その実施状況を運営審議会に報告しなければならない。

第五章 自己情報の開示、訂正等

(開示の請求等)

第十六条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、当該請求者に対し、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。

第十五条の三 実施機関は、その電子計算組織に体系的に構成され、記録された保有個人情報の集合体を区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線その他の方法によって結合すること（以下「外部結合」という。）により保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 外部結合により個人情報を提供することについて、法律又は条例に定めがあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、区民福祉の向上に資し、かつ、個人情報の保護について適切な措置が講じられている場合において、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部結合により個人情報を提供することを特に必要であると認めたとき。

2 実施機関は、外部結合により保有個人情報を提供するに当たり必要があると認めたときは、その相手方に対して条件を付し、又は保有個人情報の保護について必要な措置等を行うよう求めるものとする。

3 実施機関は、第一項ただし書の規定により保有個人情報を提供したときは、その実施状況を運営審議会に報告しなければならない。

第五章 自己情報の開示、訂正等

(開示の請求等)

第十六条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、当該請求者に対し、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項の請求に係る自己情報が次の各号の一に該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- 一 法令の規定によって本人に開示しないこととされているもの
- 二 個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないと認められるもの又は開示することにより本人の利益を害すると認められるもの
- 三 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、本人に開示することによって、実施機関の適正な事業執行に著しい支障をもたらすおそれのあるもの

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項の請求に係る自己情報が次の各号の一に該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- 一 法令の規定によって本人に開示しないこととされているもの
- 二 個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないと認められるもの又は開示することにより本人の利益を害すると認められるもの
- 三 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、本人に開示することによって、実施機関の適正な事業執行に著しい支障をもたらすおそれのあるもの

四 第一項の請求に係る自己情報に請求者以外の者の保有個人情報が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、当該保有個人情報が法令の規定により又は慣行として開示することが予定されているもの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められるもの及び当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において当該公務員等の職務の遂行に係る情報である場合を除く。

四 第一項の請求に係る自己情報に請求者以外の者の保有個人情報が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、当該保有個人情報が法令の規定により又は慣行として開示することが予定されているもの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められるもの及び当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において当該公務員等の職務の遂行に係る情報である場合を除く。

五 第一項の請求に係る自己情報に法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められる情報を除く。

六 運営審議会の意見を聴いて、実施機関が特に本人に開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に、前項各号の一に該当することにより開示しないことができる自己情報とそれ以外の自己情報とを併せて記録されている場合において、開示しないことができる部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて、当該自己情報を開示するものとする。

（訂正の請求）

第十七条 区民等は、自己情報について、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。

（削除の請求）

第十八条 区民等は、実施機関が第六条、第七条、第八条第一項及び第二項の規定に違反して自己情報（自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。

五 第一項の請求に係る自己情報に法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められる情報を除く。

六 運営審議会の意見を聴いて、実施機関が特に本人に開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に、前項各号の一に該当することにより開示しないことができる自己情報とそれ以外の自己情報とを併せて記録されている場合において、開示しないことができる部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて、当該自己情報を開示するものとする。

（訂正の請求）

第十七条 区民等は、自己情報について、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。

（削除の請求）

第十八条 区民等は、実施機関が第六条、第七条、第八条第一項及び第二項の規定に違反して自己情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。

2 区民等は、実施機関が第六条、第十四条の二、番号法第二十条及び同法第二十八条の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対して自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録は除く。）の削除の請求をすることができる。

(新設)

3 区民等は、情報提供等記録について、削除の請求をすることができない。

(新設)

(利用の中止の請求)

(利用の中止の請求)

第十九条 区民等は、実施機関が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報（自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の目的外利用をしていると認めるとき又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の外部提供をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）の請求をすることができる。

第十九条 区民等は、実施機関が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしていると認めるとき又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の外部提供をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）の請求をすることができる。

2 区民等は、実施機関が第十四条の二、第十五条の二、番号法第二十条、番号法第二十八条及び第十九条の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報の利用又は提供をしたと認めるときは、実施機関に対して自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録は除く。）の利用の中止の請求をすることができる。

(新設)

3 区民等は、情報提供等記録について、利用の中止の請求をすることができない。

(新設)

(請求の方法)

(請求の方法)

第二十条 第十六条第一項の規定による開示の請求、第十七条の規定による訂正の請求、第十八条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- 三 請求の内容及び理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の請求をしようとする者は、請求に当たり本人であることを明らかにしなければならない。

3 第一項に規定する請求書の提出は、本人が行うものとする。

4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって第一項に規定する請求書の提出を行うことができる。

(請求に対する決定等)

第二十一条 実施機関は、前条第一項に規定する請求書を受理したときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求にあつては請求書を受理した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求にあつては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。

第二十条 第十六条第一項の規定による開示の請求、第十七条の規定による訂正の請求、第十八条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- 三 請求の内容及び理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の請求をしようとする者は、請求に当たり本人であることを明らかにしなければならない。

(新設)

(新設)

(請求に対する決定等)

第二十一条 実施機関は、前条第一項に規定する請求書を受理したときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求にあつては請求書を受理した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求にあつては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、自己情報を開示しないことの決定を行った当該自己情報に記録されている情報が、期間の経過により第十六条第三項各号に規定する開示しないことができる自己情報に該当しなくなるのが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を当該書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受理した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。

6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求若しくは利用の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。

（自己情報の存否に関する情報）

3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、自己情報を開示しないことの決定を行った当該自己情報に記録されている情報が、期間の経過により第十六条第三項各号に規定する開示しないことができる自己情報に該当しなくなるのが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を当該書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受理した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。

6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求若しくは利用の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。

（自己情報の存否に関する情報）

第二十一条の二 実施機関は、第十六条第一項の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、同条第三項の自己情報を開示することとなる場合に限り、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示の請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第二十一条の三 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該請求に係る自己情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が請求に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続等)

第二十二条 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。

第二十一条の二 実施機関は、第十六条第一項の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、同条第三項の自己情報を開示することとなる場合に限り、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示の請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第二十一条の三 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該請求に係る自己情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が請求に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続等)

第二十二条 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。

2 自己情報の開示は、実施機関が、書面により指定する日時及び場所において、当該請求に係る自己情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は当該自己情報の写しを交付することによって行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えて、その写しにより開示することができる。

4 実施機関は、訂正の請求（情報提供等記録は除く。）、削除の請求又は利用の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）に、書面によりその旨を通知しなければならない。

第六章 救済の申出等
(救済の申出等)

2 自己情報の開示は、実施機関が、書面により指定する日時及び場所において、当該請求に係る自己情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は当該自己情報の写しを交付することによって行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えて、その写しにより開示することができる。

4 実施機関は、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

(新設)

第六章 救済の申出等
(救済の申出等)

第二十三条 第二十一条第一項の規定に基づく請求に応じないこととする決定について、不服がある者は、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成五年三月文京区条例第八号）に基づく文京区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、救済の申出を行うことができる。

2 審査会は、前項の規定による救済の申出を受理したときは、当該申出の内容を調査し、理由があると認めるときは、実施機関に対し、是正その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

3 実施機関は、前項の規定により審査会から是正その他の措置を講ずるよう勧告があったときは、当該決定について、是正その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第二十四条 実施機関は、この条例による実施機関の個人情報^等の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第七章 事業者に対する指導及び勧告等

（区長の指導及び勧告等）

第二十五条 区長は、事業者が事業活動を行うに当たって、個人情報^等に係る区民の基本的人権を著しく侵害する行為をしていると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 区長は、事実を公表しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

（事業者に対する個人情報の保護の意識啓発等）

第二十三条 第二十一条第一項の規定に基づく請求に応じないこととする決定について、不服がある者は、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成五年三月文京区条例第八号）に基づく文京区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、救済の申出を行うことができる。

2 審査会は、前項の規定による救済の申出を受理したときは、当該申出の内容を調査し、理由があると認めるときは、実施機関に対し、是正その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

3 実施機関は、前項の規定により審査会から是正その他の措置を講ずるよう勧告があったときは、当該決定について、是正その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第二十四条 実施機関は、この条例による実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第七章 事業者に対する指導及び勧告等

（区長の指導及び勧告等）

第二十五条 区長は、事業者が事業活動を行うに当たって、個人情報に係る区民の基本的人権を著しく侵害する行為をしていると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 区長は、事実を公表しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

（事業者に対する個人情報の保護の意識啓発等）

第二十六条 区長は、事業者において個人情報^等の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(出資法人の義務)

第二十七条 区が出資する法人で区長が指定するものが個人情報^等を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、個人情報^等の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に対する特例)

第二十七条の二 第二章から第四章まで（第十条及び第十二条の二を除く。）の規定及び第二十四条の規定は、指定管理者が公の施設の管理の業務に関して個人情報^等を取り扱う場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 前項に規定する場合において、指定管理者が次に掲げる行為を行うときは、当該指定管理者に係る実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて行うものとする。

一 第七条第二号、第八条第二項第五号若しくは第三項、第十四条第二項第四号若しくは第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第三号又は第十五条の三第一項第二号の規定の準用により運営審議会の意見を聴くとき。

二 第九条第一項から第三項まで（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により、個人情報業務登録簿に業務を登録し、又は登録を抹消し、若しくは修正するとき。

第二十六条 区長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(出資法人の義務)

第二十七条 区が出資する法人で区長が指定するものが個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に対する特例)

第二十七条の二 第二章から第四章まで（第十条及び第十二条の二を除く。）の規定及び第二十四条の規定は、指定管理者が公の施設の管理の業務に関して個人情報を取り扱う場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 前項に規定する場合において、指定管理者が次に掲げる行為を行うときは、当該指定管理者に係る実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて行うものとする。

一 第七条第二号、第八条第二項第五号若しくは第三項、第十四条第二項第四号若しくは第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第三号又は第十五条の三第一項第二号の規定の準用により運営審議会の意見を聴くとき。

二 第九条第一項から第三項まで（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により、個人情報業務登録簿に業務を登録し、又は登録を抹消し、若しくは修正するとき。

- 三 第九条第四項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十四条第五項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第十五条の三第三項の規定の準用により運営審議会に報告するとき。
- 四 第九条第五項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により個人情報業務登録簿を閲覧に供するとき。
- 五 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により記録した事項を閲覧に供するとき。
- 3 前項第一号の場合において、既に指定実施機関が同号に掲げる規定により運営審議会の意見を聴いているときは、指定管理者が同項の規定により指定実施機関を通じて意見を聴いたものとみなす。
- 4 第五章の規定は、指定管理者保有個人情報（公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報をいう。次項及び第七項において同じ。）の開示、訂正等の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 5 前項の規定により準用する第十六条第一項及び第十七条から第十九条までの規定による請求があったときは、指定管理者は、請求に係る指定管理者保有個人情報及び指定実施機関が必要と認めた資料を指定実施機関に提出しなければならない。
- 6 第四項の規定により準用する第二十二条第一項の規定により指定実施機関が請求に応じることの決定を行ったときは、指定管理者はこれに従わなければならない。
- 7 第九章の規定の適用に当たっては、指定管理者保有個人情報^等は、指定実施機関の保有個人情報^等とみなす。

- 三 第九条第四項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十四条第五項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第十五条の三第三項の規定の準用により運営審議会に報告するとき。
- 四 第九条第五項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により個人情報業務登録簿を閲覧に供するとき。
- 五 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により記録した事項を閲覧に供するとき。
- 3 前項第一号の場合において、既に指定実施機関が同号に掲げる規定により運営審議会の意見を聴いているときは、指定管理者が同項の規定により指定実施機関を通じて意見を聴いたものとみなす。
- 4 第五章の規定は、指定管理者保有個人情報（公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報をいう。次項及び第七項において同じ。）の開示、訂正等の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 5 前項の規定により準用する第十六条第一項及び第十七条から第十九条までの規定による請求があったときは、指定管理者は、請求に係る指定管理者保有個人情報及び指定実施機関が必要と認めた資料を指定実施機関に提出しなければならない。
- 6 第四項の規定により準用する第二十二条第一項の規定により指定実施機関が請求に応じることの決定を行ったときは、指定管理者はこれに従わなければならない。
- 7 第九章の規定の適用に当たっては、指定管理者保有個人情報は、指定実施機関の保有個人情報とみなす。

第八章 雑則

(制度運営への区民参加)

第二十八条 区長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関して区民の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(費用負担)

第二十九条 この条例の規定による自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除及び利用の中止に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規定による自己情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

(他の制度との調整)

第三十条 他の法令の定める手続により、実施機関に対して自己情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正、削除又は利用の中止その他これらに類する請求ができる場合には、それぞれの定めるところによる。

2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第三十一条 区長は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(国等への要請)

第三十二条 区長は、個人情報等の保護を図るため必要があると認めるときは、国その他の公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

第八章 雑則

(制度運営への区民参加)

第二十八条 区長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関して区民の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(費用負担)

第二十九条 この条例の規定による自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除及び利用の中止に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規定による自己情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

(他の制度との調整)

第三十条 他の法令の定める手続により、実施機関に対して自己情報の開示、訂正、削除又は利用の中止その他これらに類する請求ができる場合には、それぞれの定めるところによる。

2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第三十一条 区長は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(国等への要請)

第三十二条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国その他の公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

第九章 罰則

(罰則)

第三十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十二条の二第一項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者（以下「職員等」という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第三号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 職員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、第二十一条の規定による開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

第九章 罰則

(罰則)

第三十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十二条の二第一項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者（以下「職員等」という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第三号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 職員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、第二十一条の規定による開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(事前準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、実施機関は、業務の登録、この条例の規定により運営審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例施行の際、実施機関が現に行っている個人情報に係る業務の登録については、第九条第一項中「個人情報に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項」とあるのは、「現に行っている個人情報に係る業務について、次に掲げる事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により、実施機関が業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の規定により行った収集、保管及び利用とみなす。

(東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(事前準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、実施機関は、業務の登録、この条例の規定により運営審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例施行の際、実施機関が現に行っている個人情報に係る業務の登録については、第九条第一項中「個人情報に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項」とあるのは、「現に行っている個人情報に係る業務について、次に掲げる事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により、実施機関が業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の規定により行った収集、保管及び利用とみなす。

(東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に、東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成五年三月文京区条例第九号）による改正前の東京都文京区行政情報の公開に関する条例（昭和六十年十二月文京区条例第二十五号。以下「改正前の情報公開条例」という。）第九条の規定に基づき行われた自己に関する情報（改正前の情報公開条例第八条第一項第二号本文に該当する行政情報に限る。）の公開請求及び申請並びに改正前の情報公開条例の規定に基づいて行われた当該請求又は申請に対する決定及びそれらに係る手続は、この条例の相当規定に基づいて行われた請求、決定及びそれらに係る手続とみなす。

付 則（平成一四年三月二六日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
（東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例の廃止）
- 2 東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例（昭和五十二年四月文京区条例第二号）は、廃止する。

付 則（平成一七年三月八日条例第二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二章中第九条の次に一条を加える改正規定及び本則に一章を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

5 この条例の施行前に、東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成五年三月文京区条例第九号）による改正前の東京都文京区行政情報の公開に関する条例（昭和六十年十二月文京区条例第二十五号。以下「改正前の情報公開条例」という。）第九条の規定に基づき行われた自己に関する情報（改正前の情報公開条例第八条第一項第二号本文に該当する行政情報に限る。）の公開請求及び申請並びに改正前の情報公開条例の規定に基づいて行われた当該請求又は申請に対する決定及びそれらに係る手続は、この条例の相当規定に基づいて行われた請求、決定及びそれらに係る手続とみなす。

付 則（平成一四年三月二六日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
（東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例の廃止）
- 2 東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例（昭和五十二年四月文京区条例第二号）は、廃止する。

付 則（平成一七年三月八日条例第二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二章中第九条の次に一条を加える改正規定及び本則に一章を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第十六条第三項、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた第十六条第一項の規定による開示の請求について適用し、施行日前に行われた開示の請求については、なお従前の例による。

3 第二章中第九条の次に一条を加える改正規定の施行の際、実施機関が現に個人情報ファイルを保有している場合の新条例第九条の二第一項の規定の適用については、同項中「個人情報ファイルを保有しようとするとき」とあるのは「現に個人情報ファイルを保有しているとき」とする。

付 則（平成一九年三月一日条例第六号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年一〇月一日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年一〇月五日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の文京区個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第十六条第三項、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた第十六条第一項の規定による開示の請求について適用し、施行日前に行われた開示の請求については、なお従前の例による。

3 第二章中第九条の次に一条を加える改正規定の施行の際、実施機関が現に個人情報ファイルを保有している場合の新条例第九条の二第一項の規定の適用については、同項中「個人情報ファイルを保有しようとするとき」とあるのは「現に個人情報ファイルを保有しているとき」とする。

付 則（平成一九年三月一日条例第六号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年一〇月一日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

世田谷区個人情報保護条例

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 <u>個人情報等の収集及び登録</u>（第6条 第9条）</p> <p>第3章 <u>個人情報等の管理</u>（第10条 第13条）</p> <p>第4章 <u>個人情報等の利用及び提供</u>（第14条 第16条の2）</p> <p>第5章 電子計算機による処理（第17条・第18条）</p> <p>第6章 <u>保有個人情報等の開示、訂正及び利用中止の請求</u></p> <p> 第1節 開示（第19条 第28条）</p> <p> 第2節 訂正（第29条 第35条）</p> <p> 第3節 利用中止（第36条 第41条）</p> <p>第7章 救済の手續（第42条 第45条）</p> <p>第8章 雑則（第46条 第52条）</p> <p>第9章 罰則（第53条 第56条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>特定個人情報を含む個人情報の取扱い</u>についての基本的事項を定め、<u>その収集、管理並びに利用及び提供の適正</u>を期するとともに、区民の自己に関する<u>個人情報等の開示、訂正等</u>を求める権利を保障することにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p><u>（1）の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 <u>個人情報の収集及び登録</u>（第6条 第9条）</p> <p>第3章 <u>個人情報の管理</u>（第10条 第13条）</p> <p>第4章 <u>個人情報の利用及び提供</u>（第14条 第16条）</p> <p>第5章 電子計算機による処理（第17条・第18条）</p> <p>第6章 <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求</u></p> <p> 第1節 開示（第19条 第28条）</p> <p> 第2節 訂正（第29条 第35条）</p> <p> 第3節 利用中止（第36条 第41条）</p> <p>第7章 救済の手續（第42条 第45条）</p> <p>第8章 雑則（第46条 第52条）</p> <p>第9章 罰則（第53条 第56条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>個人情報の取扱い</u>についての基本的事項を定め、<u>個人情報の収集、管理並びに利用及び提供の適正</u>を期するとともに、区民の自己に関する<u>個人情報の開示、訂正等</u>を求める権利を保障することにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(1)の3 特定個人事業者情報 特定個人情報のうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。

(1)の4 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。

(3) 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)その他の団体又は事業を営む個人をいう。

(4) 区民 区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって実施機関にその個人情報又は特定個人事業者情報(以下「個人情報等」という。)が管理されているものをいう。

(5) 本人 個人情報等によって識別される特定の個人をいう。

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報(世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(6)の2 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

(6)の3 保有特定個人事業者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人事業者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

(7) 電子個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報又は保有特定個人事業者情報(以下「保有個人情報等」という。)を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した当該保有個人情報等を含む情報の集合物をいう。

(2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。

(3) 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。)その他の団体又は事業を営む個人をいう。

(4) 区民 区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって実施機関にその個人情報が管理されているものをいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報(世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第2条第2項に規定する行政情報をいう。)に記録されているものに限る。

(7) 電子個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した当該保有個人情報を含む情報の集合物をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報等を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報等の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報等を取り扱うときは、区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、互いに個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報等の収集及び登録

(適正収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報等を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報等を収集することができる。

- (1) 収集禁止事項に関する個人情報等を収集することについて法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、正当な行政執行に関連し、その職務の範囲内で行われる場合で、実施機関が収集禁止事項に関する個人情報等(特定個人情報を除く。)を収集することについて世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)に基づく世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めるとき。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集及び登録

(適正収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報を収集することができる。

- (1) 収集禁止事項に関する個人情報を収集することについて法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、正当な行政執行に関連し、その職務の範囲内で行われる場合で、実施機関が収集禁止事項に関する個人情報を収集することについて世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)に基づく世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めるとき。

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報等を収集するときは、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない(特定個人情報を収集する場合にあっては、当該特定個人情報を収集することについて法令等に定めがあるときに限る。)。この場合において、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次に掲げる場合を除き、当該書面への記載、説明書の交付その他の適切な方法により、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報等(第1号及び第3号から第6号までにあっては、特定個人情報を除く。)を本人以外のものから収集することができる。

(1) 個人情報等を本人以外のものから収集することについて本人の同意があるとき。

(2) 個人情報等を収集することについて法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により当該個人情報等が公にされているとき。

(4) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、個人情報等を本人以外のものから収集することについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が個人情報等を本人以外のものから収集することについて審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号(番号法第19条第13号に該当する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)又は第4号の規定に基づき個人情報等を収集したときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為その他これに類する行為が行われた場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。この場合において、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、当該書面への記載、説明書の交付その他の適切な方法により、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集することについて本人の同意があるとき。

(2) 個人情報を収集することについて法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

(4) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、個人情報を本人以外のものから収集することについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が個人情報を本人以外のものから収集することについて審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為その他これに類する行為が行われた場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(業務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報等を取り扱う業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を世田谷区規則(以下「規則」という。)で定める帳簿(以下「個人情報登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 個人情報等を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報等を取り扱う業務の目的
- (3) 個人情報等の対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報等の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る業務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、実施機関の職員又は職員であった者に係る業務については、適用しない。

5 実施機関は、個人情報登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報等の管理

(適正管理の原則)

第10条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報等を正確かつ最新な状態に保つこと。
- (2) 保有個人情報等の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 保有個人情報等の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第11条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

(委託に係る措置)

第12条 実施機関は、個人情報等を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託する(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同じ。)ときは、

(業務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を世田谷区規則(以下「規則」という。)で定める帳簿(以下「個人情報登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う業務の目的
- (3) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る業務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、実施機関の職員又は職員であった者に係る業務については、適用しない。

5 実施機関は、個人情報登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の管理

(適正管理の原則)

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新な状態に保つこと。
- (2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第11条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

(委託に係る措置)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託する(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同じ。)ときは、

あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報等を保護するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託する相手方の選定に当たっては、そのものが個人情報等の適正な管理及び安全保護を図ることができるものであることを確認すること。

(2) 委託契約等において、個人情報等の秘密保持に関することその他の規則で定める必要な条件を付すこと。

(受託者等の責務)

第13条 実施機関が個人情報等を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合（当該区の機関以外のもの又は当該業務の処理の一部を受託したものが更に委託した場合を含む。）において、当該受託業務の処理を行うものは、個人情報等の紛失、破損、改ざんその他の事故及び個人情報等の漏えいの防止その他の個人情報等の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報等の利用及び提供

(適正利用の原則等)

第14条 実施機関は、保有個人情報等をその利用目的に即して適正に利用しなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報等を区の機関以外のもの（当該保有個人情報等の本人を除く。）に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該保有特定個人情報の本人に提供してはならない。

(目的外利用の制限)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、保有個人情報等をその利用目的の範囲を超えて利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで目的外利用をすることができる。

(1) 目的外利用をすることについて法令等に定めがあるとき。

(2) 出版、報道等により当該個人情報等が公にされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、目的外利用をすることについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。

あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報を保護するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託する相手方の選定に当たっては、そのものが個人情報の適正な管理及び安全保護を図ることができるものであることを確認すること。

(2) 委託契約等において、個人情報の秘密保持に関することその他の規則で定める必要な条件を付すこと。

(受託者等の責務)

第13条 実施機関が個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合（当該区の機関以外のもの又は当該業務の処理の一部を受託したものが更に委託した場合を含む。）において、当該受託業務の処理を行うものは、個人情報の紛失、破損、改ざんその他の事故及び個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用及び提供

(適正利用の原則等)

第14条 実施機関は、保有個人情報をその利用目的に即して適正に利用しなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のもの（当該保有個人情報の本人を除く。）に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

(目的外利用の制限)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、個人情報をその利用目的の範囲を超えて保有個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで目的外利用をすることができる。

(1) 目的外利用をすることについて法令等に定めがあるとき。

(2) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、目的外利用をすることについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が本人の同意を得ないで目的外利用をすることについて審議会の意見を聴いて必要があると認めたととき。
- 2 実施機関は、前項第3号の規定により目的外利用をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。
- 3 保有特定個人情報の目的外利用については、前2項の規定は、適用しない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第15条の2 第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報の目的外利用をしたとき(本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第16条 第14条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、外部提供(保有特定個人情報の外部提供を除く。以下この条において同じ。)をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで外部提供をすることができる。

- (1) 外部提供をすることについて法令等に定めがあるとき。
- (2) 出版、報道等により当該個人情報等が公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、外部提供をすることについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が本人の同意を得ないで外部提供をすることについて審議会の意見を聴いて必要があると認めたととき。
- 2 実施機関は、前項第3号の規定により外部提供をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。
- 3 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報等の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の外部提供等の制限)

第16条の2 第14条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、保有特定個人情報の外部提供をすることができる。

- 2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限り、区の他

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が本人の同意を得ないで目的外利用をすることについて審議会の意見を聴いて必要があると認めたととき。
- 2 実施機関は、前項第3号の規定により目的外利用をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第16条 第14条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、外部提供をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで外部提供をすることができる。

- (1) 外部提供をすることについて法令等に定めがあるとき。
- (2) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、外部提供をすることについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が本人の同意を得ないで外部提供をすることについて審議会の意見を聴いて必要があると認めたととき。
- 2 実施機関は、前項第3号の規定により外部提供をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。
- 3 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

の機関に保有特定個人情報を提供することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により保有特定個人情報の外部提供をし、又は区の他の機関に保有特定個人情報を提供したとき（番号法第19条第13号に該当する場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）は、速やかに、その事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報の外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、必要に応じ、特定個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

第5章 電子計算機による処理

（電子計算機への記録）

第17条 実施機関は、収集禁止事項に関する個人情報等を電子計算機に記録してはならない。

2 実施機関は、個人情報等を電子計算機に記録するときは、当該個人情報等のセキュリティ（機密の保持並びに正確性及び安全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。以下同じ。）が確保されていなければ、これを行ってはならない。

3 前項の規定によるセキュリティの確保に関して必要な事項は、規則で定める。

4 実施機関は、電子個人情報ファイルとして、新たな個人情報等の項目を電子計算機に記録するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

5 実施機関は、新たな個人情報等の項目（前項の規定により電子個人情報ファイルとして記録する個人情報等の項目を除く。）を電子計算機に記録したときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定は適用しない。

(1) 個人情報等を電子計算機に記録することについて法令に定めがあるとき。

(2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報等（特定個人情報を除く。）（以下「公にされる個人情報」という。）を電子計算機に記録するとき。

（電子計算機の結合の禁止）

第18条 実施機関は、個人情報等を処理するため、その電子計算機と区の機関

第5章 電子計算機による処理

（電子計算機への記録）

第17条 実施機関は、収集禁止事項に関する個人情報を電子計算機に記録してはならない。

2 実施機関は、個人情報を電子計算機に記録するときは、当該個人情報のセキュリティ（機密の保持並びに正確性及び安全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。以下同じ。）が確保されていなければ、これを行ってはならない。

3 前項の規定によるセキュリティの確保に関して必要な事項は、規則で定める。

4 実施機関は、電子個人情報ファイルとして、新たな個人情報の項目を電子計算機に記録するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

5 実施機関は、新たな個人情報の項目（前項の規定により電子個人情報ファイルとして記録する個人情報の項目を除く。）を電子計算機に記録したときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定は適用しない。

(1) 個人情報を電子計算機に記録することについて法令に定めがあるとき。

(2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報（以下「公にされる個人情報」という。）を電子計算機に記録するとき。

（電子計算機の結合の禁止）

第18条 実施機関は、個人情報を処理するため、その電子計算機と区の機関以

以外のものの電子計算機との通信回線等による結合（以下「回線結合」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報等を処理するため回線結合をすることについて法令に定めがあるとき。
- (2) 公にされる個人情報を処理するため回線結合をするとき。
- (3) 当該回線結合が住民福祉の向上に資するため必要かつ適切と認められ、及び個人情報等についての必要な保護措置が講じられている場合で、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

第6章 保有個人情報等の開示、訂正及び利用中止の請求

第1節 開示

（開示の請求）

第19条 区民は、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報等の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第20条 開示請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報等を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報等の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求をする者本人であること及び開示請求に係る保有個人情報等の本人の代理人であること。）を証明するために必要な書類であって規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報等の開示義務）

外のものの電子計算機との通信回線等による結合（以下「回線結合」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報を処理するため回線結合をすることについて法令に定めがあるとき。
- (2) 公にされる個人情報を処理するため回線結合をするとき。
- (3) 当該回線結合が住民福祉の向上に資するため必要かつ適切と認められ、及び個人情報についての必要な保護措置が講じられている場合で、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

第6章 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求

第1節 開示

（開示の請求）

第19条 区民は、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第20条 開示請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求をする者本人であること及び開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。）を証明するために必要な書類であって規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第19条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又

は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他の人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

(6) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(保有個人情報等の一部開示)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示し

は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他の人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

(6) 実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(保有個人情報等の一部開示)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示し

しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報等に前条第3号の情報（開示請求者以外の個人情報に限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報等の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報等を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報等が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等のうち相当の部分につき当

なければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の個人情報に限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間

該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報等について開示決定等をする期限
(理由付記等)

第26条 実施機関は、第24条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報等が、当該保有個人情報等の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。
(第三者保護に関する手続)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等に区及び開示請求者以外のもの(以下この条及び第43条から第45条までにおいて「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報等の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって当該情報が第21条第3号口又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報等の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第43条及び第44条において「反対意見書」と

内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(理由付記等)

第26条 実施機関は、第24条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。
(第三者保護に関する手続)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に区及び開示請求者以外のもの(以下この条及び第43条から第45条までにおいて「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって当該情報が第21条第3号口又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第43条及び第44条において「反対意見書」と

いう。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報等の開示の方法)

第28条 保有個人情報等の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報等の開示にあつては、当該保有個人情報等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報等の写しによりこれを行うことができる。

第2節 訂正

(訂正の請求)

第29条 区民は、自己を本人とする保有個人情報等の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報等の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第30条 訂正請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報等を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報等の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求をする者本人であること及び訂正請求に係る保有個人情報等の本人の代理人であること。)を証明するために必要な書類であつて規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

いう。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しによりこれを行うことができる。

第2節 訂正

(訂正の請求)

第29条 区民は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第30条 訂正請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求をする者本人であること及び訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を証明するために必要な書類であつて規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報等の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報等の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報等の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報等の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、訂正請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(理由付記)

第34条 実施機関は、第32条第2項の規定により保有個人情報等の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、訂正をしないこととする根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(保有個人情報等の提供先への通知)

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、訂正請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(理由付記)

第34条 実施機関は、第32条第2項の規定により保有個人情報の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、訂正をしないこととする根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報等の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用中止

（利用中止の請求）

第36条 区民は、自己を本人とする保有個人情報等（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用中止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して当該保有個人情報等が収集されたとき、番号法第20条の規定に違反して当該保有特定個人情報が収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に当該保有特定個人情報が記録されているとき 当該保有個人情報等の消去
- (2) 第15条第1項の規定に違反して当該保有個人情報等の目的外利用がされたとき、又は第15条の2第1項の規定に違反して当該保有特定個人情報の目的外利用がされたとき 当該保有個人情報等の目的外利用の中止
- (3) 第14条第3項の規定に違反して当該保有特定個人情報が当該保有特定個人情報の本人に提供されたとき、第16条第1項の規定に違反して当該保有個人情報等の外部提供がされたとき、又は第16条の2第1項の規定に違反して当該保有特定個人情報の外部提供がされ、若しくは同条第2項の規定により区の他の機関に当該保有特定個人情報が提供されたとき 当該保有個人情報等の本人への提供、外部提供又は区の他の機関への提供の中止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用中止の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

（利用中止請求の手續）

第37条 利用中止請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「利用中止請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 利用中止請求をする者の氏名及び住所

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用中止

（利用中止の請求）

第36条 区民は、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用中止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して当該保有個人情報が収集されたとき 当該保有個人情報の消去
- (2) 第15条第1項の規定に違反して当該保有個人情報の目的外利用がされたとき 当該保有個人情報の目的外利用の中止
- (3) 第16条第1項の規定に違反して当該保有個人情報の外部提供がされたとき 当該保有個人情報の外部提供の中止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用中止の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

（利用中止請求の手續）

第37条 利用中止請求は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「利用中止請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 利用中止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用中止請求に係る保有個人情報等を特定するために必要な事項
(3) 利用中止請求の趣旨及び理由
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用中止請求をする者は、利用中止請求に係る保有個人情報等の本人であること(前条第2項の規定による利用中止請求にあっては、利用中止請求をする者本人であること及び利用中止請求に係る保有個人情報等の本人の代理人であること。)を証明するために必要な書類であって規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用中止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用中止請求をした者(以下「利用中止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報等の利用中止義務)

第38条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該利用中止請求に係る保有個人情報等の利用中止をしなければならない。

(利用中止請求に対する決定等)

第39条 実施機関は、利用中止請求に係る保有個人情報等の利用中止をするときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用中止請求に係る保有個人情報等の利用中止をしないときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用中止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用中止決定等」という。)は、利用中止請求があった日から20日以内にななければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、利用中止請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(2) 利用中止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
(3) 利用中止請求の趣旨及び理由
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用中止請求をする者は、利用中止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用中止請求にあっては、利用中止請求をする者本人であること及び利用中止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を証明するために必要な書類であって規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用中止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用中止請求をした者(以下「利用中止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用中止義務)

第38条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該利用中止請求に係る保有個人情報の利用中止をしなければならない。

(利用中止請求に対する決定等)

第39条 実施機関は、利用中止請求に係る保有個人情報の利用中止をするときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用中止請求に係る保有個人情報の利用中止をしないときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用中止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用中止決定等」という。)は、利用中止請求があった日から20日以内にななければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、利用中止請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用中止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用中止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用中止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 利用中止決定等をする期限
(理由付記)

第41条 実施機関は、第39条第2項の規定により保有個人情報等の利用中止をしないときは、利用中止請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、利用中止をしないこととする根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

第7章 救済の手続 (苦情の申出)

第42条 区民は、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の取扱いについての苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
(不服申立ての取扱い)

第43条 実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会は、開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て(以下「不服申立て」という。)があった場合は、次に掲げるときを除き、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)に基づく世田谷区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に、遅滞なく諮問をし、その意見を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この条及び第45条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認し

3 実施機関は、利用中止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用中止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用中止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 利用中止決定等をする期限
(理由付記)

第41条 実施機関は、第39条第2項の規定により保有個人情報の利用中止をしないときは、利用中止請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、利用中止をしないこととする根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

第7章 救済の手続 (苦情の申出)

第42条 区民は、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の取扱いについての苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
(不服申立ての取扱い)

第43条 実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会は、開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て(以下「不服申立て」という。)があった場合は、次に掲げるときを除き、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)に基づく世田谷区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に、遅滞なく諮問をし、その意見を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この条及び第45条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認し

て訂正をするとき。

(4) 利用中止決定等(利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をするとき。

2 実施機関のうち、議会は、開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等について、不服申立てがあった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者(これらのものが不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第45条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報等を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第8章 雑則

(費用負担)

第46条 この条例の規定による保有個人情報等の開示、訂正及び利用中止に要する費用は、無料とする。

2 第28条の規定による保有個人情報等の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用については、区長が別に定める。

(他の制度との調整)

第47条 実施機関は、法令(番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。)又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる保有個人情報等につい

て訂正をするとき。

(4) 利用中止決定等(利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をするとき。

2 実施機関のうち、議会は、開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等について、不服申立てがあった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者(これらのものが不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第45条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第8章 雑則

(費用負担)

第46条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用中止に要する費用は、無料とする。

2 第28条の規定による保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用については、区長が別に定める。

(他の制度との調整)

第47条 実施機関は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる保有個人情報については、保有個人情報の開示をしないものとする。

ては、保有個人情報等の開示をしないものとする。

2 実施機関は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている保有個人情報等（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）であって一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、保有個人情報等の開示をしないものとする。

3 この条例は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報等の訂正の請求、利用中止の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

（実施状況の公表）

第48条 区長は、毎年1回、この条例の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（国等への要請）

第49条 区長は、個人情報等の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（出資法人等の義務）

第50条 区が出資その他財政支出等を行う法人等であって区長が別に定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、個人情報等を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たり、この条例の趣旨を尊重し、個人情報等の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（事業者に対する個人情報等の保護の普及促進等）

第51条 区長は、事業者において個人情報等の保護が図られるよう意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

2 区長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為を行ったと認めるときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役

2 実施機関は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている保有個人情報であって一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、保有個人情報の開示をしないものとする。

3 この条例は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報の訂正の請求、利用中止の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

（実施状況の公表）

第48条 区長は、毎年1回、この条例の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（国等への要請）

第49条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（出資法人等の義務）

第50条 区が出資その他財政支出等を行う法人等であって区長が別に定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たり、この条例の趣旨を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（事業者に対する個人情報の保護の普及促進等）

第51条 区長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

2 区長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為を行ったと認めるときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役

又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(平成4年12月規則第100号で、同5年1月1日から施行)

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、個人情報を取り扱う業務の登録、この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、実施機関が現に行っている個人情報を取り扱う業務の登録については、第9条第1項中「個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行っている個人情報を取り扱う業務について」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により、実施機関が個人情報を取り扱う業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、管理並びに利用及び提供については、この条例の規定により行った収集、管理並びに利用及び提供とみなす。

(世田谷区電子計算組織の運営に関する条例の廃止)

5 世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(昭和51年7月世田谷区条例第31号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月13日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月9日条例第47号)

又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(平成4年12月規則第100号で、同5年1月1日から施行)

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、個人情報を取り扱う業務の登録、この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、実施機関が現に行っている個人情報を取り扱う業務の登録については、第9条第1項中「個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行っている個人情報を取り扱う業務について」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により、実施機関が個人情報を取り扱う業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、管理並びに利用及び提供については、この条例の規定により行った収集、管理並びに利用及び提供とみなす。

(世田谷区電子計算組織の運営に関する条例の廃止)

5 世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(昭和51年7月世田谷区条例第31号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月13日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月9日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第19条第1項の規定により現になされている自己情報の開示の請求(旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、この条例による改正後の世田谷区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第19条の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第20条の規定により現になされている自己情報の訂正の請求(旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、新条例第29条の規定による保有個人情報の訂正の請求とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第21条の規定により現になされている自己情報の削除の請求又は旧条例第22条の規定により現になされている目的外利用等の中止の請求(それぞれ旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、新条例第36条の規定による保有個人情報の利用中止の請求とみなす。

5 この条例の施行の際、現になされている旧条例第27条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第43条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、既に行った、又は現に行っている個人情報を取り扱う業務の登録に係る個人情報の利用並びに実施機関の職員又は職員であった者に係る業務に関する個人情報の収集、管理、利用及び提供については、この条例の規定により行った収集、管理、利用及び提供とみなす。

(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

8 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「(個人情報保護条例第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。)」を削る。

(世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第19条第1項の規定により現になされている自己情報の開示の請求(旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、この条例による改正後の世田谷区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第19条の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第20条の規定により現になされている自己情報の訂正の請求(旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、新条例第29条の規定による保有個人情報の訂正の請求とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第21条の規定により現になされている自己情報の削除の請求又は旧条例第22条の規定により現になされている目的外利用等の中止の請求(それぞれ旧条例第23条第2項の規定により本人に代わってなされている請求を含む。)は、新条例第36条の規定による保有個人情報の利用中止の請求とみなす。

5 この条例の施行の際、現になされている旧条例第27条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第43条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、既に行った、又は現に行っている個人情報を取り扱う業務の登録に係る個人情報の利用並びに実施機関の職員又は職員であった者に係る業務に関する個人情報の収集、管理、利用及び提供については、この条例の規定により行った収集、管理、利用及び提供とみなす。

(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

8 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「(個人情報保護条例第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。)」を削る。

(世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

<p>9 世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「第27条」を「第43条」に改める。</p> <p>附 則（平成19年10月1日条例第45号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）第2条第3号、第8条第2項第5号並びに第21条第3号（地方独立行政法人に係る部分に限る。）第4号、第6号及び第7号の改正規定並びに次項の規定 公布の日</p> <p>（2）第21条第3号の改正規定（行政執行法人に係る部分に限る。） 平成27年4月1日</p> <p>（3）第2条第1号の次に3号を加える改正規定（同条第1号の4に係る部分に限る。）第15条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）第35条及び第36条第1項各号列記以外の部分（情報提供等記録に係る部分に限る。）の改正規定並びに第47条第1項（情報提供等記録開示システムに係る部分に限る。）の改正規定 番号法附則第1条第5号に定める日</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、特定個人情報を取り扱う業務の登録、新条例の規定により世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。</p>	<p>9 世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「第27条」を「第43条」に改める。</p> <p>附 則（平成19年10月1日条例第45号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--

国民健康保険の資格取得の届出

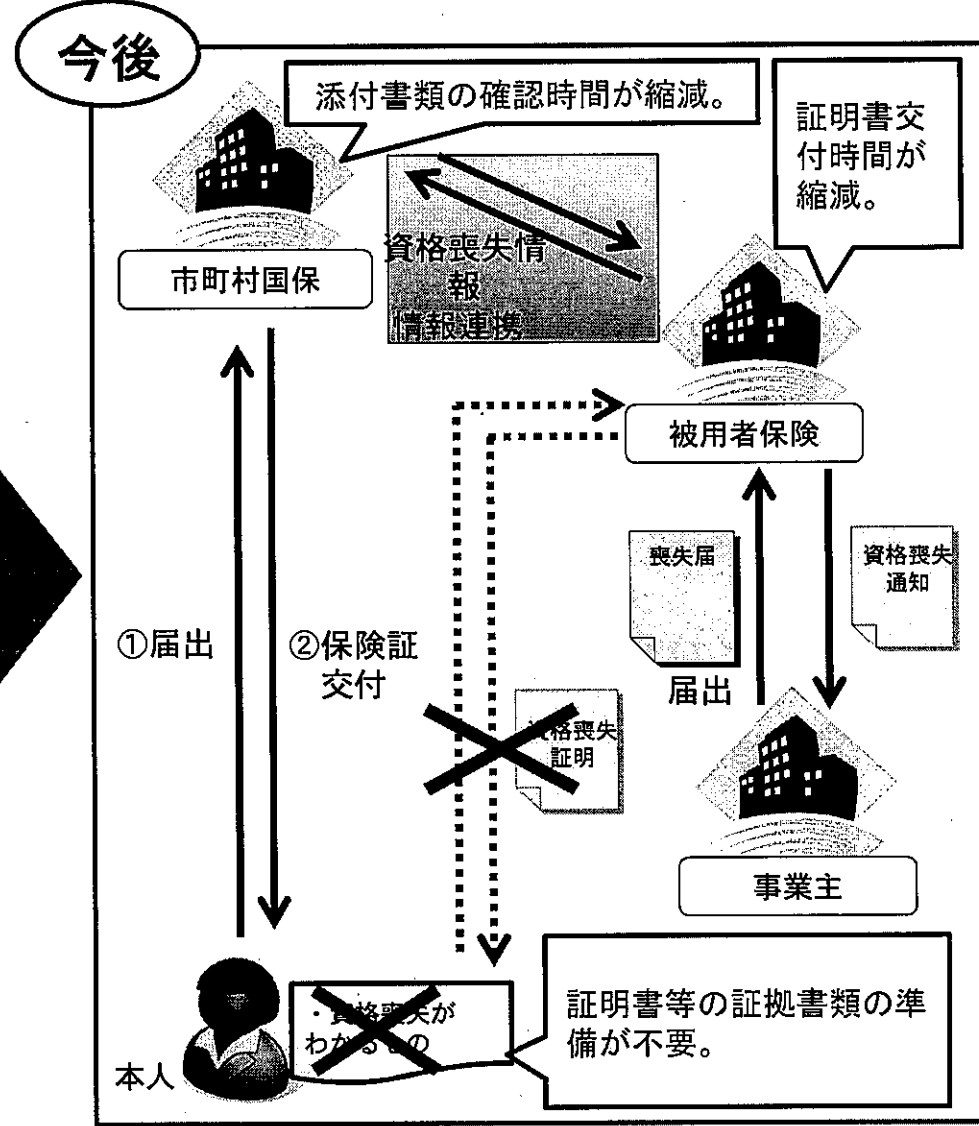
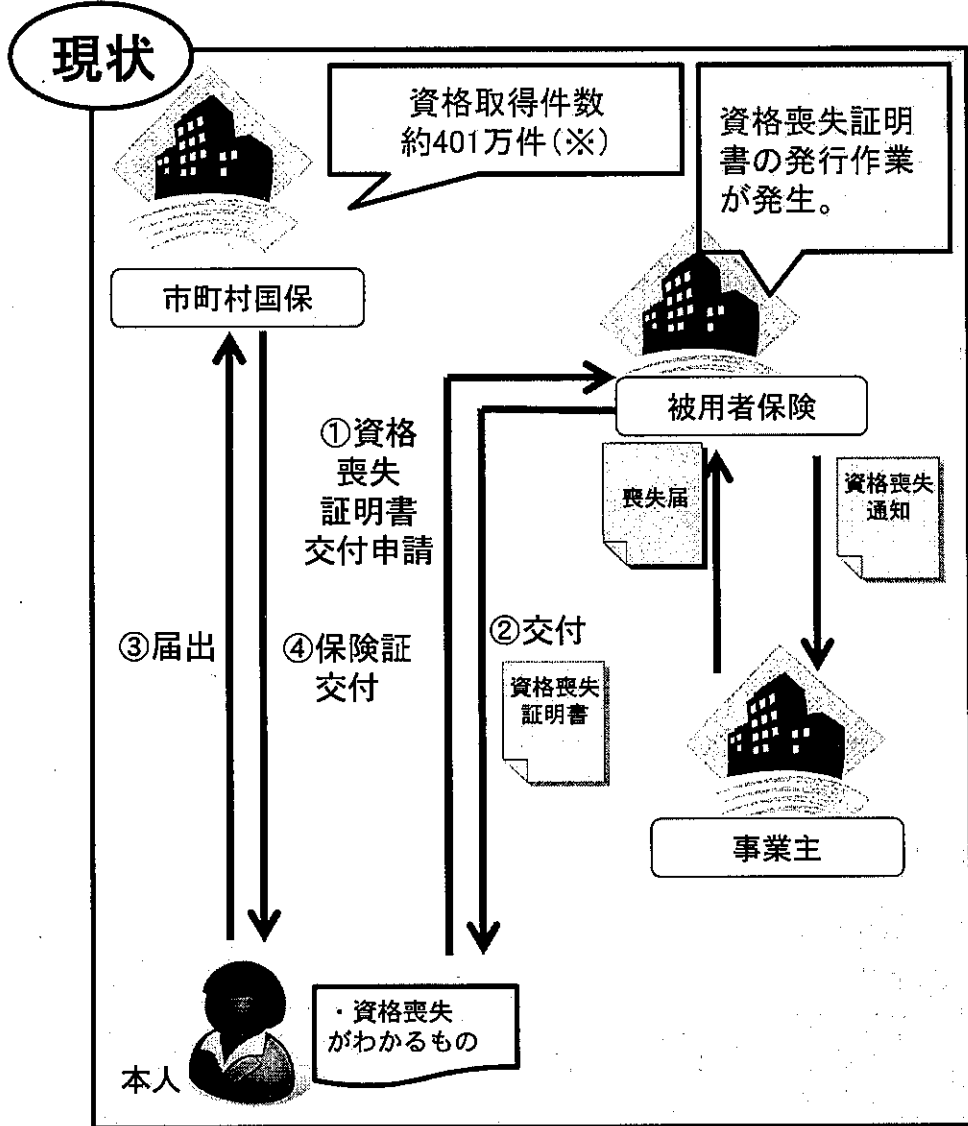
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

資格取得届+被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

【番号制度導入後の効果】

被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。



(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約401万件(平成24年度国民健康保険事業年報)。

行政機関の長が講ずることとされている事項

国の行政機関においては、個人情報に関して、行政機関個人情報保護法が適用されます。特定個人情報に関しては、特別法である番号法が適用されます。あわせて、一般法である行政機関個人情報保護法も適用されますが、番号法第29条及び第30条の規定に基づき、その一部の規定については読み替えて適用し、また、一部の規定については、適用を除外されます。

1 特定個人情報について【番号法第29条第1項（行政機関個人情報保護法等の特例）】

※ 法は、行政機関個人情報保護法をいう。

法条文	現行法（個人情報）	読替・適用除外後 【特定個人情報】	区条例 関連条文
第8条 利用及び提供 の制限	<ul style="list-style-type: none"> ●利用目的以外の目的のために、利用又は提供してはならない。 ●次の4件に該当する場合は、利用目的以外の目的のために、利用又は提供できる。 <ul style="list-style-type: none"> ①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき ②行政機関の内部で利用する場合で、相当の理由がある場合 ③他の行政機関等へ提供する場合、当該行政機関等が、必要な限度で個人情報を利用し、かつ、相当の理由が有る場合 ④その他提供することについて特別の理由があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用目的以外の目的のために利用してはならない。 *「提供」は除外される。（番号法第19条に該当する場合のみ提供が出来る。） ●次の1件に該当する場合は、利用目的以外の目的のために利用できる。 <ul style="list-style-type: none"> ①人の生命、財産等の保護のために必要な場合 	第14条 目的外利用 の制限
			第15条 外部提供の 制限
第12条第2項、第13条第2項、第14条第1項、第27条第2項、第28条第2項、第36条第2項、第37条第2項 開示請求等の任意代理について	個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、法定代理を認める。（任意代理は認めない。）	特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、任意代理を認める。	規則 第10条 開示等の請 求

法条文	現行法（個人情報）	読替・適用除外後 【特定個人情報】	区条例 関連条文
第36条第1項 利用停止請求 について	<p>個人情報の利用停止請求（利用の停止又は消去、提供の停止）が出来る場合は次のとおり。</p> <p>【利用の停止又は消去】</p> <p>①適法に取得されたものでないとき</p> <p>②法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき</p> <p>③第8条第1項及び第2項に違反して利用されているとき</p> <p>【提供の停止】</p> <p>①第8条第1項及び第2項に違反して提供されているとき</p>	<p>特定個人情報の利用停止請求（利用の停止又は消去、提供の停止）が出来る場合を、番号法の規定に違反した不適切な取扱いがなされている場合を追加する。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <p>【利用の停止又は消去】</p> <p>①適法に取得されたものでないとき</p> <p>②法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき</p> <p>③第8条第1項及び第2項に違反して利用されているとき</p> <p>④人の生命、財産等の保護のために必要な場合を除き、利用目的以外に利用したとき</p> <p>⑤番号法第20条の規定に違反して収集又は保管されているとき</p> <p>⑥番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき</p> <p>【提供の停止】</p> <p>①第8条第1項及び第2項に違反して提供されているとき</p> <p>②番号法第19条の規定に違反して提供されているとき</p>	<p>第18条 削除の請求</p> <p>第19条 利用の中止の請求</p>
第26条第2項 開示の手数料 の減額・免除	<p>手数料の額は、出来る限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	<p>経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示にかかる手数料を減額し、又は免除することができることとする。</p>	<p>第29条 費用負担</p>
第25条 他の法令による 開示の実施 との調整	<p>他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、法の開示方法と同一である場合は、他の法令による開示を行う。</p>	<p>他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、行政機関個人情報保護法等の開示方法と同一である場合でも、特定個人情報については、情報提供等記録システムによる開示を行う。</p>	<p>第30条 他の制度との調整</p>

2 情報提供等記録について【番号法第 30 条第 1 項（情報提供等記録についての特例）】

※ 法は、行政機関個人情報保護法をいう。

法条文	現行法（個人情報）	読替・適用除外後 【特定個人情報】	区条例 関連条文
<p>第 8 条 利用及び 提供の制 限</p>	<p>●利用目的以外の目的のために、利用又は提供してはならない。</p> <p>●次の 4 件に該当する場合は、利用目的以外の目的のために、利用又は提供できる。</p> <p>①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき</p> <p>②行政機関の内部で利用する場合で、相当の理由がある場合</p> <p>③他の行政機関等へ提供する場合、当該行政機関等が、必要な限度で個人情報を利用し、かつ、相当の理由がある場合</p> <p>④その他提供することについて特別の理由があるとき</p>	<p>●利用目的以外の目的のために利用してはならない。 *「提供」は除外される。</p> <p>●目的外利用について、一切認めない。</p>	<p>第 14 条 目的外利用の制限</p> <p>第 15 条 外部提供の制限</p>
<p>第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 36 条第 2 項、第 37 条第 2 項 開示請求等の任意代理について</p>	<p>個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、法定代理を認める。 (任意代理は認めない。)</p>	<p>情報提供等記録の開示請求及び訂正請求について、任意代理を認める。</p>	<p>規則 第 10 条 開示等の請求</p>

法条文	現行法（個人情報）	読替・適用除外後 【特定個人情報】	区条例 関連条文
第 36 条～ 第 41 条 利用停止 請求につ いて	個人情報については、利用停止請求ができる。	情報提供等記録については、利用停止請求を認めない。 *利用停止請求に係る法の規定は、適用除外	第 18 条 削除の請求 第 19 条 利用の中止 の請求
第 35 条 訂正の際 の通知先	保有個人情報の訂正を実施した場合に、必要があると認めるときは、当該提供先に対して、遅滞なくその旨を書面により通知する。	情報提供等記録の記録事項が誤っていた場合には、情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する。	第 22 条 決定後の手 続等
第 26 条第 2 項 開示の手 数料の減 額・免除	手数料の額は、出来る限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。	経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示にかかる手数料を減額し、又は免除することができることとする。	第 29 条 費用負担
第 25 条 他の法令 による開 示の実施 との調整	他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、法の開示方法と同一である場合は、他の法令による開示を行う。	他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、行政機関個人情報保護法等の開示方法と同一である場合でも、特定個人情報については、情報提供等記録システムによる開示を行う。	第 30 条 他の制度と の調整